普通預金規定 17（口座管理手数料）別途規定

（１）における「長期間ご利用のない口座」は、毎年 10 月末日を「長期間ご利用のない口座判定日」とし、この日において２年以上ご利用のない個人および任意団体の口座とします。（個人の口座は総合口座を含みます。）ただし、組合員の口座および当組合の定期預金または融資をご利用中の預金者の口座を除きます。

（２）における一定の期間は「長期間ご利用のない口座判定日」から遡り２年間とし、これに該当する口座は「長期間ご利用のない口座」となります。

（２）における所定のご利用は入出金取引とします。利息の入金・出資配当金の入金・事業利用分量配当金の入金および口座管理手数料の引落しはこの入出金取引には該当しません。

（３）における残高の金額は１万円とします。

（３）における口座管理手数料は 440 円（税込）とします。

（３）における口座管理手数料の引落し開始となる預金者には、「長期間ご利用のない口座判定日」後に、口座管理手数料の引落し日および口座残高が手数料額に満たない場合の口座解約時期を通知します。通知が到達しなかった場合においても通常到達すべき時期に到達したものと見なします。

（令和 8 年 10 月 1 日現在）